

ksocket ライセンス利用規約

本ソフトウェアを利用される前に、必ず以下の ksocket ライセンス利用規約をよくお読みください。

第1条（目的等）

ksocket ライセンス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社フィックスポイント（以下「当社」といいます。）が提供するシステム運用自動化製品・サービス（以下「当社サービス」といいます。）をユーザーが利用するに当たり、当社がユーザーに提供する本ソフトウェアの利用条件を定めるものであり、当社サービスに関する当社とユーザーとの契約（以下、「本契約」といいます。）の一部を構成するものです。ユーザーが ksocket をインストールした時点で、ユーザーは本規約の条項に同意したものとみなします。

第2条（定義）

- 「本ソフトウェア」とは、当社が提供するソフトウェア製品「ksocket」及びこれに関連する資料一式の総称をいい、ユーザーが本ソフトウェアを入手後、当社から提供される本ソフトウェアのアップデート、アドオン、コンポーネント、追加機能（以下「アップデート等」といいます。）及びそれらに付随する関連資料を含むものとします。ただし、提供時に別途利用規約が添付されている場合については、その利用規約が優先されるものとします。
- 「ライセンス」とは、当社の利用許諾により、ユーザーが本ソフトウェアを利用できる権利をいいます。

第3条（利用許諾内容）

当社は、ユーザーが以下の内容を含む本規約の定めに従うことを条件として、本ソフトウェアを利用することを許諾します。ユーザーが本規約の条項に同意しない場合、当社は本ソフトウェアのダウンロード、インストールその他いかなる方法での利用についても許諾しません。不正な手段または本規約に違反する態様により本ソフトウェアを利用した場合についても同様とします。

- ユーザーは、当社指定の動作環境条件を満たすコンピュータへ本ソフトウェアをインストールし、当該コンピュータに限り利用することができます。ユーザーは、ユーザーの役員（取締役、執行役またはこれに準じるものをいいます。以下同じ。）、従業員、職員等（以下合わせて「役職員等」といいます。）を除く第三者（業務委託等の契約関係の有無を問いません。以下同じ。）に本ソフトウェアを利用させ、またはその利用を許諾することはできません。
- 当社は、ユーザーの同意を得ることなく、第三者に本ソフトウェアの利用を許諾することができます。

第4条（譲渡の禁止）

ユーザーは本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡、貸与、リース、名義変更または担保に供してはなりません。ただし、事業譲渡、合併等の事情による場合はこの限りではありません。この場合、ユーザーは速やかに当社にその旨を通知し、それを証する書類を添えて、届け出るものとします。

第5条（知的財産権）

- 本ソフトウェアの複製物についての権限及び著作権その他の知的財産権は、当社が有するものです。本ソフトウェアを利用してアクセスされるコンテンツについての権限及び著作権その他の知的財産権は、各コンテンツ所有者に帰属し、著作権法その他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。本規約はそのようなコンテンツの利用権を許諾するものではありません。
- ユーザーが本規約に記載のない方法で本ソフトウェアを利用、複製、公衆送信または当社の文書による許諾なくモニタ画像を表示しもしくはプリンタへ出力した物の複製物を利用して出版、web サイトへの公開等を行うことはできません。

第6条（遵守事項）

- ユーザーは、本ソフトウェアを、当社サービスの提供を受ける以外の目的で利用してはなりません。
- ユーザーは本ソフトウェアを改変し、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等のソースコード解析作業に供してはなりません。ユーザーの改変等に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、これによりユーザーに損害が発生しても、当社は当該損害に関して一切責任を負いません。
- ユーザーは、本ソフトウェアの利用にあたり、著作権、特許権等の知的財産権その他の第三者の権利を侵害しないよう配慮するものとし、ユーザーによる本ソフトウェアの利用により第三者との間で当該第三者の権利を侵害し、または侵害する恐れがあるとして紛争等が生じた場合は、ユーザー自身の責任においてこれを解決するものとします。
- ユーザーは本ソフトウェアを利用する全ての役職員等に対して、本規約の内容を指導し、遵守させる義務を負います。
- ユーザーは、自己の責任においてセキュリティ対策を行うものとします。

第7条（アップデート等）

当社は、必要と判断した場合、ユーザーの了承を得ることなく、アップデート等により本ソフトウェアの内容を変更することができます。本ソフトウェアの内容の変更または追加により、ユーザーに損害が発生した場合であっても、当社は当該損害に関して一切責任を負いません。

第8条（責任等）

本ソフトウェアに関する当社及びユーザーの相手方当事者に対する保証、損害賠償、費用補償等の有無、範囲、内容等については、本規約に別途定めのあるもののほかは、Kompira cloud 利用規約の定めが準用されるものとします。

第9条（本契約終了後の本ソフトウェアの取扱い）

本契約が終了した場合、ユーザーはいかなる理由においても本ソフトウェアを利用することはできません。この場合において当社の指示があったときは、ユーザーは自己の占有または管理下にある本ソフトウェアを全て速やかに破棄及び消去するものとします。

第10条（規約の変更）

- 当社は、当社が必要と認める場合、ユーザーの了承を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
- 本規約を変更した場合、当社は速やかにユーザーへ変更内容を通知します。本規約の変更はユーザーへ通知されたときに効力を生じるものとします。

第11条（協議）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義が生じたときは、当社及びユーザーは信義誠実の原則に従い、協議するものとします。

第12条（附則）

2018年4月2日 ver1.0 施行